

厚生保健委員会

こども家庭部幼保支援課

こども誰でも通園制度試行的事業について

1 目的

- ・国は、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「(仮称)こども誰でも通園制度」の創設を予定している。
- ・令和8年度からの本格実施を見据え、本市における保育施設等の実情に即した制度設計を行うことができるよう、課題等の検証を行うため、令和6年7月から試行的事業を実施する。

2 事業概要

- ・実施施設は各施設の状況に応じて、利用可能枠(① 9:00～11:00、② 11:00～13:00、③ 13:00～15:00、④ 15:00～17:00)の定員・受入年齢を設定し、受け入れを行う。
- ・実施施設は利用児童に対し、必要に応じて支援計画を作成し、保育の状況を記録するとともに、利用児童とその保護者に対して面談や子育てのアドバイスを行う。
- ・実施施設は利用時に次回以降の予約を受け付け、定期的な利用及び継続的な支援に努める。

(1) 実施施設

26 施設 (市立保育所 5 施設を含む)

施設種別	施設数
幼保連携型認定こども園	11
市立保育所	5
小規模保育事業	5
私立幼稚園	5
計	26

区	施設数	旧区	施設数
中央区	22	中区	8
		東区	5
		西区	4
		南区	3
		北区	3
浜名区	4	浜北区	3
天竜区	0	天竜区	0
計	26	計	26

(2) 利用対象者

次のいずれにも該当する利用認定を受けたこども

- ・市内に在住している
- ・生後6カ月から満3歳未満である
- ・幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通っていない
- ・次のいずれかに該当する世帯である
 - (ア) ひとり親世帯
 - (イ) 妊婦の世帯
 - (ウ) 生後6カ月から満3歳未満の多胎児のいる世帯
 - (エ) その他、子育てやこどもの発達などに不安を感じている世帯

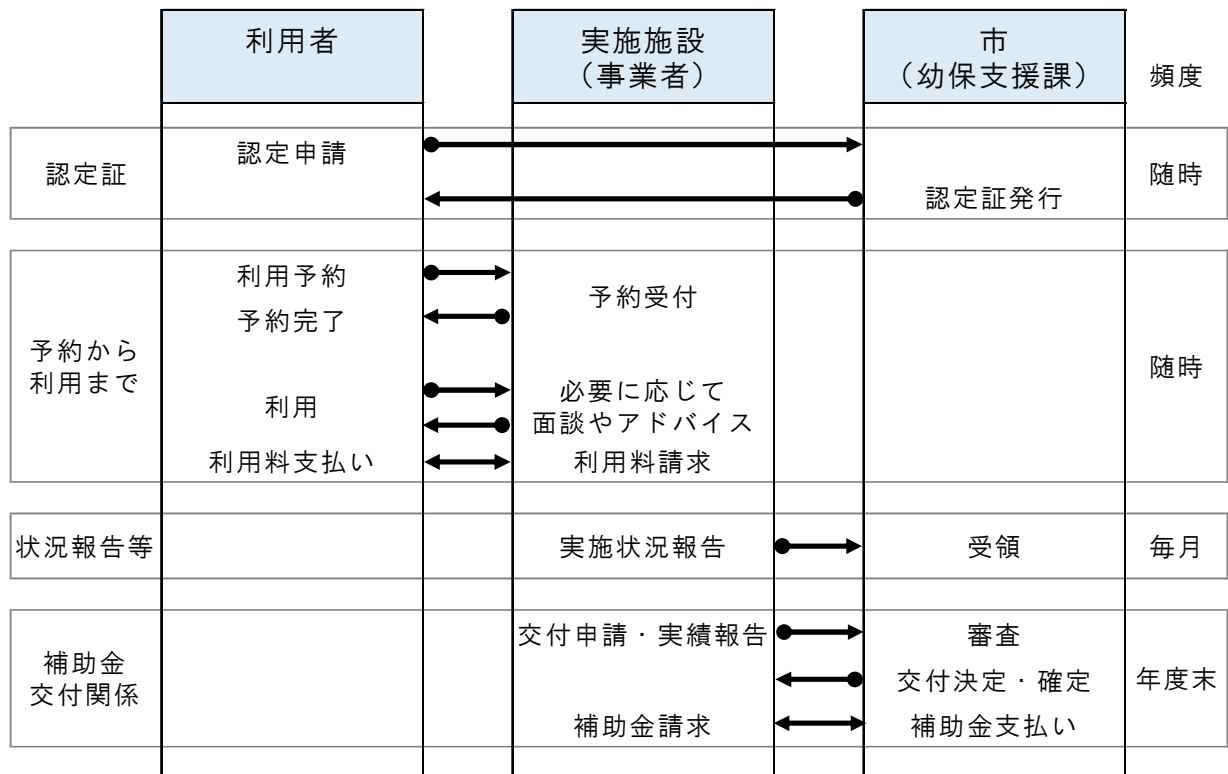
(3) 利用料金等

- ・ 1回(2時間)あたり600円
- ・ 利用時間は、利用児童一人あたり1日1回、月上限5回(10時間)とする。
- ・ 利用予約は、保護者が直接施設に申し込む。
- ・ 利用料は、施設が直接保護者から徴収する。
- ・ 利用料免除対象者
生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得課割額 77,101円未満の世帯

(4) 実施施設への補助

- ・ 一人1回2時間の利用に対し、基本単価1,700円
- ・ 障害児加算800円/回、利用料免除加算600円/回、キャンセル単価1,700円/回

3 事業の流れ



4 スケジュール

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 令和6年3月22日 | 実施施設の募集 |
| 4月24日 | 実施施設への説明会 |
| 5月10日 | 利用認定受付開始 |
| 6月3日 | 受入れ予約開始 |
| <u>7月1日</u> | <u>事業開始</u> |
| 9月～ | 利用者・実施施設へのアンケート調査、課題等の検証 |